

令和06年06月07日 一般質問 一問一答 25分 別府建一

皆さま、こんにちは。日本維新の会の別府建一でございます。第21回定例会におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。先輩、同僚議員の皆さまにおかれましては、3日目で大変お疲れの事と存じますが、しばらくの間、ご清聴の程よろしくお願い申し上げます。また、重複する質問もございしますが、私なりの視点で質問させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

一つ目は、「建築基準法第42条第2項道路」(以後、「2項道路」と言います。)についてお伺い致します。

2項道路とは、幅員4m未滿の既存道路で有り都市計画区域等に編入された際に、既に建築物が建ち並んでいる道については、特定行政庁の指定をもって、幅員が4m未滿であってもこれを建築基準法上の道路とみなすことで、当時立ち並んでいた建築物を救済している道路です。

・基準時の中心線から両側2mの部分は道路とみなされるため、当該道路に接して建築物を建築する場合においては、法42条第2項の規定により道路とみなされる範囲内においては建築不可となります。

令和3年3月に閣議決定された住生活基本計画においては、新たに狭あい道路対策に係る目標が位置づけられました。狭あい道路の拡幅整備の推進は、安全で良好な環境を形成する上で引き続き重要な課題であり、SDGsの11番目の目標「住み続けられるまちづくりを」の達成にも寄与するものです。

住宅・土地統計調査によりますと、全住宅の内、敷地が幅員4m未滿の道路に接している住宅数の割合は、平成30年に住宅総数5,362万棟の内、幅員4m未滿の道路に接している住戸戸数1,763万棟、割合は、32.9%です。

現在舗装されている2項道路のほとんどが、本市で地道道路舗装等の無償補助をされていた事と思われまます。

現状は、道路の通行に関して不特定多数の方が通行利用できます。

そこでお伺い致します。

質問.01

現在、市内に存在する2項道路の箇所や総延長距離等は、把握されていますか。

また、本市において2項道路部分の寄附を受ける条件についてご見解をお聞かせ下さい。

二つ目は、「北部保健福祉センター」についてお伺い致します。

現在の北部保健福祉センターが設置されている塚口さんさんタウン1番館は、株式会社

ダイエーと本市が定期建物賃借契約を締結しています。

その賃借契約の内容は、

契約面積 3,001.65㎡ 約908坪

月額賃料6,356,000円と消費税635,600円、合計6,991,600円

年額 83,899,200円 10年間総額 838,992,000円

契約期間が2016年10月1日より2026年9月30日まで

契約期間については、契約条文

第4条（契約の期間・満了）この契約は末尾「契約期間」に記載の通りとし、この契約は期間満了をもって終了し、更新がないものとします。

株式会社ダイエーは期間満了の1年前から6ヶ月前までの間に本市に対し、期間満了によりこの契約が終了する旨の通知をします。

株式会社ダイエーは前項に規定する通知をしなければ賃借の終了を主張することができず、本市は第1項に規定する期間の満了後においても業務場所を引き続き賃借することができます。

となっています。

そこでお伺い致します。

質問.02

今後の賃借契約の更新について本市は、どのようにお考えでしょうか。

また、契約更新でお考えなら建物の耐震性や老朽化などを鑑みての更新なんですか。ご見解をお聞かせ下さい。

三つ目は、「使い捨てコンタクトレンズの空ケース(以後「コンタクトケース」と言います。)についてお伺い致します。

本市のSDGsの達成には、市民、事業者の皆様との連携・協働が重要と考えていらっしゃいます。

SDGsの視点を通して総合計画に基づく本市の取組を身近に感じていただくとともに、市民や事業者の皆様の活動のきっかけや、さらなる協働の取組へと広がることを期待して2020年に「尼崎版SDGs」を作成されています。この度、第6次尼崎総合計画の始動を踏まえて、「尼崎版SDGs2023ver.」に改訂されました。

そこでお伺い致します。

質問.03

本市の「尼崎版SDGs2023ver.」に基づく資源リサイクルの回収の考え方についてご見解をお聞かせ下さい。

四つ目は、「動物愛護」の「保護猫管理支援補助金」の制度構築の進捗状況についてお伺い致します。

本市の重点政策の中に、「動物愛護団体及び市民ボランティアの負担軽減に向けた活動支援の充実を図る」と記載されています。

昨年度の予算委員会総括質疑において「補助金を実施するための懸念点は、「経費の二重取り」や「飼い主責任の放棄」の懸念が示されたことから継続的に検討を進めてきた。」とご答弁されています。

そこでお伺い致します。

質問.04

懸念が払拭できるような助成制度の仕組みは、その後どのように調査研究され実施に向けてご検討を行っているのでしょうか。ご見解をお聞かせ下さい。

以上、第1問目の質問を終わります。第2問目は、一問一答にて行います。

第2問目)

ご答弁いただき誠に有難うございます。

それでは、初めに「2項道路」についてお伺い致します。

令和6年3月国土交通省住宅局発行の「狭あい道路対策に関するガイドライン」によりますと、固定資産税・都市計画税の非課税について地方税法の規定により、「公共の用に供する道路」に対しては固定資産税及び都市計画税を課することが出来ない事になっています。「公共の用に供する道路」とは、法令上は公道の用地に限定しているものではなく、「所有者において何等の制約を設けず、広く不特定多数の利用に供するもの」とされています。

尚、総務省の通達「地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)」において「非課税等特別措置の適用に当たっては、定期的に実地調査を行うこと等により利用状況を的確に把握し、適正な認定を行うこと。また、実地調査時点の現況等を記載した対象資産に関する諸資料の保管、整理等に努め、その的確な把握を行うとともに、利用状況の把握のため必要があると認められる場合には、条例により申告義務を課することが適当であること。」とされています。

そこでお伺い致します。

質問.05

私道部分の税区分を市民に理解していただくよう固定資産税の課税状況をお知らせする、若しくは、利用状況の申告化を条例に規定すべき、と考えます。また、市民へ広くホームページ等での広報は、行えませんか。ご見解をお聞かせ下さい。

2方向の通路出入口が確保されている2項道路については、これまでは、関係する地権者の会費で維持管理や費用負担を行なっていました。

ところが、接道しているにも関わらず関係する地権者の減少で道路清掃を担う人、維持管理や費用負担についても加入について強制力が無いため加入している、していないで不公平になって居ます。更に今後の役員の担い手も仕事の都合などの理由で引き継ぐ方が居ません。

そこでお伺い致します。

質問.06

本市は、2項道路の維持管理に重大な支障が生じている箇所があることを把握されていますか。ご見解をお聞かせ下さい。

上水道は、メーターまでが市の維持管理になっています。道路、側溝、2項道路内に埋設されている下水道の接続柵で各宅内に繋がるまでの本管は、所有者での維持管理になります。

そこでお伺い致します。

質問.07

不特定多数の利用に供する2項道路の下水道や道路の所有者の維持管理について本市の負担で維持管理を行っていただく事についてご検討は、出来ないでしょうか。

本市には、「密集市街地の道路空間整備補助金」があり道路後退部分の舗装費用等の補助が有りますが、補助対象者は、対象道路に接する土地で新築等を行うもの等、の要件が有り既存建物の土地所有者は、活用出来ません。

そこでお伺い致します。

質問.08

2方向の通路出入り口が、確保されている2項道路について表面管理や側溝管理について本市独自の補助金等で維持管理のバックアップのご検討は、いただけませんか。ご見解をお聞かせ下さい。

「2項道路」については、不特定多数に供する道路でありながら、地権者での維持管理になっています。しかし、地権者だけでの道路維持管理が行き詰まっています。関係する地権者へ維持管理の補助金等の制度の構築を要望致します。

次に、「北部保健福祉センター」についてお伺い致します。

北部保健福祉センターは、阪急塚口駅前では利便性はとても良いのですが、駐車場が有料駐車場である、5、6階にセンターが有るので車椅子やベビーカーの移動が商業施設の中のエレベーターが一基のみで大変不便だ、との声も寄せられています。

そこでお伺い致します。

質問.09

所有者主導の更新は、本市にとって将来の施設維持に不利で有ると考えますがご見解をお聞かせ下さい。

また、阪急塚口駅近隣での用地取得などでの移転先の検討などは、視野に入れていませんか。ご見解をお聞かせ下さい。

年間賃料8,300万円超の賃料を支払い続けるのであれば、阪急塚口駅から一駅西になりますが、阪急武庫之荘駅徒歩圏内に大井戸公園に移転予定のトレピエや北図書館の跡地であれば、用地や建物も活用出来ると思います。

そこでお伺い致します。

質問.10

北部保健福祉センターが塚口さんさんタウンで高額な家賃を支払い続けるようであれば、将来の大井戸公園移転後のトレピエ(女性・勤労婦人センター)跡地や北図書館跡地の本市所有地への移転も検討すべきと考えますがご見解をお聞かせ下さい。

「北部保健福祉センター」については、

将来の建物維持や賃料維持が保証されていない定期建物賃貸借契約で高額な賃料を支払い続けるよりも本市所有地での安定したセンター運営を要望致します。

次に「コンタクトケース」についてお伺い致します。

コンタクトレンズユーザーは、全国で1,500万人から1,800万人とも言われ、国民の約10人に1人が着用している計算です。国内では、年間約38億枚の使い捨てコンタクトレンズが消費されています。コンタクトケースの総量は、10トントラックで600台分になるといいます。

コンタクトケースは、ポリプロピレンが原料で作られています。

生産、焼却時に大量のCO2を排出、マイクロプラスチック化など自然界に深刻な問題を引き起こす原因になっています。再生ポリプロピレンは、様々なリサイクル製品に生まれ変わっています。具体的には、車や家電製品の部品、洋服、文房具などにリサイクルされています。

コンタクトケースを回収する事によりリサイクル業務で障害のある方に携わっていただき自立、就労支援に繋がったりアイバンクへ全額寄附されたりしています。

令和6年2月現在の参加団体は、自治体310拠点、学校2,851校、企業1,073社になります。

SDGsへの貢献については、リサイクルは、12番「つくる責任つかう責任」、マイクロプラスチックゴミ削減は、14番「海の豊かさをまもろう」等、社会貢献に繋がります。

そこでお伺い致します。

質問. 11

リサイクルと社会貢献で「コンタクトレンズの空ケース」を回収して資源リサイクルに活用すべきではないでしょうか。ご見解をお聞かせ下さい。出来ない場合は、その理由もお聞かせ下さい。

「コンタクトケース」については、

更なる焼却ゴミの削減とプラスチックの資源循環を促進し、SDGs社会の実現への取り組みに本市が少しでも社会貢献が出来るよう要望致します。

最後に「動物愛護」についてお伺い致します。

2月にボランティアの皆様と様々なご意見をお聞きされたご意見で懸念の払拭ができるような不正受給の防止についても、現行の野良猫不妊手術助成金や団体譲渡助成金と比較しても、十分な防止策の意見が出されたもの、と伺っています。

質問. 12

現行の野良猫不妊手術助成金など他の助成金についても不正受給の懸念が生じた場合は、速やかに対策を講ずる、という事でよろしいでしょうか。

質問. 13

保護猫健康管理支援補助金は、ボランティアの負担軽減と寄附者の思いにも寄り添う、最たる施策と思われませんが具体的な制度の構築については、どのように進めていかれますか。

保護猫健康管理支援補助金については、ボランティアの負担軽減と寄附者の思いに寄り添う早急な制度構築を行い実施されるよう要望致します。

以上で、私の全ての質問を終了致します。ご清聴、誠にありがとうございました。